

国民健康保険のしおり

～ 邑南町国民健康保険は島根県と共に運営しています～

こんなときは届出が必要です

国保は自営業者や農業従事者、退職した方、パート・アルバイトの方、外国籍の方で3か月を超えて滞在する方などが加入します。

下記の届出は、14日以内に邑南町役場本庁又は各支所の国保窓口で手続きが必要です。届出の際には本人確認書類をご持参ください。

★本人確認書類は、マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳など。

届出の際は、届出対象者の個人番号が分かるもの（マイナンバーカードなど）をご持参ください。また、届出対象者のマイナンバーカードは健康保険証の利用登録が済んでいるか事前に確認してください。

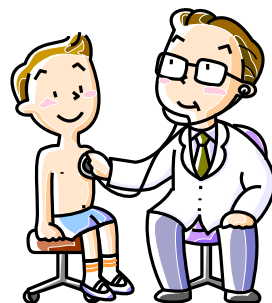
役場窓口で確認することもできますが、マイナンバーカードとカードの4桁の暗証番号の入力が必要です。※マイナンバーカードを持っている方のみ

	こんなとき	必要なもの
国保加入	転入した	※住民票届出の際に手続きください。 ・転出証明書
	職場の健康保険をやめた	・資格喪失証明書 *ハローワークで交付された雇用保険受給資格者証を持参してください（該当の方のみ）。退職理由によっては、国保税の軽減が受けられる場合があります。（注1）
	職場（家族等）の健康保険の被扶養者でなくなった	
	子どもが生まれた（注2）	※出生届の際に手続きください。
国保脱退	転出する	※住民票届出の際に手続きください。 ・資格確認書を返却（該当の方のみ）
	職場の健康保険に加入した	・新しい保険の資格確認書、資格情報のお知らせ、資格取得証明書のいずれかひとつ。
	職場（家族等）の健康保険の被扶養者になった	・資格確認書を返却（該当の方のみ）
	被保険者が死亡した	※死亡届の際に手続きください。 ・資格確認書を返却（該当の方のみ）
変更	町内で住所を変更した	※住民票届出の際に手続きください。
	世帯が分かれたり、一緒になった	・資格確認書を返却（該当の方のみ）
	世帯主、氏名が変わった	
	就学のために住所を移した	※住民票届出の際に手続きください。 ・在学証明書または学生証の写し ・資格確認書を返却（該当の方のみ）

（注1）非自発的な理由（倒産・解雇など）で失業した65歳未満の方の保険税は、給与所得を30%として計算します。

（注2）出産する方の保険税（所得割・均等割）は産前産後期間相当分（4か月分）が免除。

医療費の自己負担割合



年齢区分	負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学～69歳	3割
70～74歳＜高齢受給者＞（注1）	2割、現役並み所得の方は3割（注2）

（注1）70歳になった月の翌月1日（1日生まれの方は誕生日）から。

（注2）住民税課税所得が145万円以上ある70歳以上の被保険者（及びその方と同一世帯の70歳以上の方）で、かつ世帯の70歳以上の方の収入が基準額（1人の時は383万円、複数人の時は520万円）以上の場合に該当。

医療費が高額になったとき

医療機関等に支払った1カ月の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額療養費として払い戻されます。対象世帯には診療月から約4か月後に払い戻し手続きの書類が届きますので、その書類で申請手続きをお願いします。

資格確認書を使用する方で、入院等により限度額適用認定証等が必要になったときは、申請者の資格確認書、届出人の本人確認書類（運転免許証等）を用意して、役場で申請手続きを行ってください。（適用開始日は申請月の1日です。）

※マイナ保険証の方は、限度額適用認定証は必要なく、窓口負担は自己負担限度額までとなります。

70歳未満の方

◇未申告者を含む世帯は、区分アが適用されます。

申告に関するご相談は財務課（国保税）TEL：0855-95-1119です。

区分	所得区分	自己負担限度額（月額）	年単位の上限額	入院時食事代（1食当たり）
ア	901万円を超える世帯	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1% ＜多数回該当：140,100円＞	168万円	550円 ・指定難病患者、小児慢性特定疾病患者等については、一部据置措置により330円になる場合があります。詳しくは医療機関へご確認ください。
イ	600万円を超え901万円以下の世帯	179,100円＋（総医療費－597,000円）×1% ＜多数回該当：93,000円＞	111万円	
ウ	210万円を超え600万円以下の世帯	85,800円＋（総医療費－286,000円）×1% ＜多数回該当：44,400円＞	53万円	
エ	210万円以下の世帯	61,500円 ＜多数回該当：44,400円＞	53万円	
オ	住民税非課税世帯	36,900円 ＜多数回該当：24,600円＞	29万円	270円 ＜長期該当：220円＞

◇所得は加入者の「総所得等－住民税基礎控除額」を世帯合算した額

【令和8年8月1日改正】

※＜多数回該当＞は長期にわたって療養を受ける方の軽減措置です。直近12カ月の間に同じ世帯で高額療養費に該当した月が3か月以上あった場合の4か月目から適用される限度額です。

※資格確認書を利用する「オ」の方の入院時食事代は、役場で証の発行を受け、病院に提示することで270円に減額されます。また過去12か月で90日を超える入院があった場合は、役場で証の発行を受け、病院に提示することで220円に減額されます。申請の際は領収書など入院期間のわかる書類があればご持参ください。

※個人の自己負担額が限度額に達しない場合、同じ月内に自己負担額21,000円以上の支払が2回以上になった場合のみ、それらを合算して限度額を超える部分が支給されます。

70 歳～74 歳の方

区分		所得区分	自己負担限度額（月額）		年単位の 上限額	入院時食事代 （1 食当たり）
			外来 （個人ごと）	外来+入院 （世帯ごと）		
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得が 690 万円以上 の人	270,300 円+（総医療費－901,000 円）×1% ＜多数回該当：140,100 円＞		168 万円	550 円 ・ 指定難病患者について は、一部据置措置に より 330 円になる場 合があります。詳しく は医療機関へご確認 ください。
	Ⅱ	課税所得が 380 万円以上 の人	179,100 円+（総医療費－597,000 円）×1% ＜多数回該当： 93,000 円＞		111 万円	
	Ⅰ	課税所得が 145 万円以上 の人	85,800 円+（総医療費－286,000 円）×1% ＜多数回該当： 44,400 円＞		53 万円	
	一般	課税所得が 145 万円未満 の人	22,000 円 年間上限 216,000 円	61,500 円 ＜多数回該当：44,400 円＞	53 万円	
低所得 Ⅱ	住民税が 非課税の世帯	11,000 円 年間上限 96,000 円	25,700 円 ＜多数回該当：24,600 円＞		29 万円	270 円 ＜長期該当：220 円＞
低所得 Ⅰ	住民税が 非課税の世帯 （基礎控除後所得なし）	8,000 円	15,700 円		18 万円	130 円

◇ 所得は住民税の課税所得

【令和 8 年 8 月 1 日改正】

- ※ < 多数回該当 > は長期にわたって療養を受ける方の軽減措置です。直近 12 カ月の間に同じ世帯で高額療養費に該当した月が 3 か月以上あった場合の 4 か月目から適用される限度額です。
- ※ 資格確認書を利用する「低所得Ⅱ」または「低所得Ⅰ」の方の入院時食事代は、役場で証の発行を受け、病院に提示することで減額されます。
- ※ 区分が「低所得Ⅱ」の方の入院時食事代は、過去 12 か月で 90 日を超える入院があった場合に、役場で証の発行を受け、病院に提示することで 220 円に減額されます。申請の際は領収書など入院期間のわかる書類があればご持参ください。
- ※ 資格確認書を利用する「一般」または「現役並み所得者Ⅲ」の方は、資格確認書の負担割合で区分の確認ができるため限度額認定証は必要ありません。

マイナンバーカード
を保険証として利用
登録することで…



急病時などに救急隊や病院は、既往歴やお薬の記録などの医療情報を正確に把握することができ、適切な措置が可能になります。



病院等の医療費窓口負担は、自己負担の限度額を超える支払いが免除されます。

詳しくは、邑南町のホームページをご覧ください。

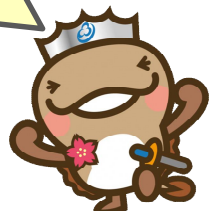
邑南町には、

**医療費の支払いが困難なときの貸付け制度（無利子）
があります**

邑南町民で医療保険制度に加入している方（国保、協会けんぽ、共済組合、後期高齢者医療など）の貸付けです。

ひと月に複数の病院の支払いがある場合など、医療費の窓口負担が高額になり支払いが困難な方が対象です。

医療費の支払いでお困りの際は、役場の国保係へご相談ください。



いったん全額自己負担したとき

次の場合、医療費の窓口負担はいったん全額（10割）負担になりますが、後日、役場に申請して審査で認められると、自己負担分を除いた額が払い戻されます。

こんなとき	申請に必要なもの	
コルセットなどの補装具代を10割負担した	- マイナンバーカードか資格確認書 - 本人確認書類	- 領収書 - 医師の診断書か意見書
やむを得ずマイナンバーカード等を持たずに診療し、10割負担した		- 領収書 - 診療内容の明細書

出産時の支給 / 死亡時の支給

支給内容	こんなとき	申請に必要なもの	
出産育児一時金	被保険者が出産したとき支給。 （原則、邑南町国保から医療機関に直接支払われます。）	- マイナンバーカードか資格確認書 - 本人確認書類	- 領収書 - 明細書 - 世帯主（*）の振込先口座
葬祭費	被保険者が亡くなったとき、葬祭執行者（喪主）に支給。	本人確認書類	葬祭執行者（*）の振込先口座

*委任があれば他の方でも可。

交通事故などで治療を受けるとき

交通事故や食中毒、飼犬に咬まれたなど、第三者（加害者）によるけがを受けた場合でも医療機関を受診することができます。

しかし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませてしまうと、保険（国保）が使えないことがあります。必ず本庁又は各支所の国保係にご連絡ください。

国保税の納付は便利な口座振替をご利用ください！

【手続き窓口】 次の町内金融機関で口座振替の手続きをお願いします。

- 島根県農業協同組合（JAしまね） ■山陰合同銀行
- ゆうちょ銀行（郵便局） ■島根中央信用金庫

【必要なもの】 通帳、銀行印、本人確認書類

▶▶ お問い合わせ先

町民課（本庁）	T E L : 0855-95-1114	I P : 050-5207-3006
瑞穂支所（窓口グループ）	T E L : 0855-83-1121	I P : 050-5207-5000
羽須美支所（窓口グループ）	T E L : 0855-87-0221	I P : 050-5207-6500
財務課（国保税）	T E L : 0855-95-1119	I P : 050-5207-3004